



議員提出第2号議案

大田区高齢者入院見舞金の支給に関する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年2月15日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

大竹辰治	清水菊美	黒沼良光
佐藤伸	菅谷郁恵	福井亮二
荒尾大介	杉山公一	

## 大田区高齢者入院見舞金の支給に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、入院した高齢者に対し、入院見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより、高齢者の経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この条例により見舞金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を有している者とする。

- (1) 入院時において、満75歳以上であること。
- (2) 大田区内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所（以下「医療機関」という。）に入院している、又は入院したことがあること。

### (見舞金の支給)

第3条 見舞金は、対象者が医療機関に入院してから退院するまでの日数（以下「入院日数」という。）に応じて支給するものとし、その額は、次の各号に掲げる入院日数に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 入院日数7日以上60日以下 1万円
- (2) 入院日数61日以上180日以下 2万円
- (3) 入院日数181日以上 3万円

2 前項の規定にかかわらず、同一の者に対し当該年度分として既に支給されている見舞金の額と新たな入院に際し同項の規定により算出した額とを合算した額が3万円を超える場合においては、当該年度におけるその者の見舞金の合計額は3万円とする。

3 入院日数の算定及び見舞金の支給については、年度を単位として行うものとする。ただし、年度を超えて入院した場合は、同一の入院とし、入院開始月の属する年度に係る入院日数は、その翌年度に係る入院日数に算入することができる。

(申請及び決定)

第4条 見舞金の支給を受けようとする者は、区長に申請し、その決定を受けなければならない。

2 前項に規定する申請は、規則で定める事由が発生したときから6か月以内に行わなければならない。

(未支給見舞金)

第5条 区長は、対象者が見舞金の申請前又は申請後に死亡した場合において見舞金が未支給のときは、当該見舞金をその者の遺族に支給する。

(返還)

第6条 区長は、虚偽の申請その他不正な行為により見舞金の支給を受けた者があるときは、その者から当該見舞金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に医療機関に入院している者は、この条例の施行の日に入院したものとみなす。

(提案理由)

医療機関に入院した満75歳以上の高齢者に入院見舞金を支給することにより、後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しにより医療費の負担が増した高齢者の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、条例を制定する必要があるので、

この案を提出する。